

新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

神奈川県内消防機関（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が営業する甲管内の新幹線（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に定める新幹線をいう。以下同じ。）の路線で、甲の出動する人身事故及び災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関である新幹線運行の迅速な復旧を目的として、この覚書を定める。

（緊急通報）

第1条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和23年法律第186号）第24条（同法第36条により準用する場合を含む。）に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

（1）災害の種別（火災、救助、救急）

（2）発生場所（住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報）

（3）負傷者の人数と状況

（4）消防隊（甲が派出する消防隊をいう。以下同じ。）が向かう入口（軌道内に立ち入る門扉、軌道内～何キロ地点、目標物等）

（5）現場責任者（乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。）の派遣状況、その職名等

（6）列車の運行状況及び給電停止の有無

（7）その他乙が現に実施している事項

（指定連絡先）

第2条 甲及び乙は、119番通報のほかに、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。
2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合は、互いに通知するものとする）。

（指定連絡先への連絡）

第3条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第1条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じた新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに關係する指定連絡先に連絡する。

（現場責任者の派遣等）

第4条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

3 甲及び乙は、安全チェック又は腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

（情報共有）

第5条 現場責任者は、現場の状況（災害状況、列車の運行状況、負傷者及び避難の状況、監視員の配置状況、給電停止の状況、換気・排煙設備その他の消防用設備等の運転状況など）について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

2 指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

（避難誘導）

第6条 鉄道災害が発生し避難が必要とされるとときは、甲と乙が相互に連携し、旅客の円滑な避難誘導を実施する。

（現場活動）

第7条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。
（1）指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第5条第1項に定める事項について確認するとともに、事故の停止及び給電停止について現場責任者と協議を行い、安全を確認した後、軌道内に進入し活動を開始する。

（2）現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力をを行う。

（3）現場責任者は、指揮者から列車の固定、ジャッキアップ等の実施が必要と連絡を受けた場合は、列車への給電停止、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を行いう。

（4）指揮者は、活動終了後速やかに人員が施設内から退去したことを確認し、活動終了・退去完了を現場責任者へ連絡する。

（5）現場責任者は、活動終了後速やかに人員が施設内から退去したことを確認し、安全を確認した後に行う。

（6）災害現場において、指揮者が現場責任者に対して第1号に定める確認及び協議ができるときは、指揮者は、指定連絡先を通じて確認及び協議を行い、軌道内等の安全が確認できた場合、活動を開始することができる。

（7）指揮者は、前号の活動を開始するにあたり、乙の指定連絡先の責任者の了解を受けた防護柵の施錠を開放することができる。

（事前対策）

第8条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、あらかじめ門扉位置等必要な情報を、相互に交換する。

（訓練）

第9条 甲及び乙は、鉄道災害時ににおける相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

（連絡会）

第10条 甲又は乙は、連絡会の開催を求めることができる。
2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書27通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成19年8月31日

鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

| | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|
| (甲) 神奈川県内消防機関 | 川崎市消防局 消防長 長橋川和夫 | 及川洋 |
| 横浜市安全管理課 | 藤沢市消防本部 消防長 金子洋 | 鎌倉市消防本部 消防長 清靖幸 |
| 局長 横橋川和夫 | 藤沢市消防本部 消防長 金子洋 | 鎌倉市消防本部 消防長 清靖幸 |
| 横須賀市消防局 消防長 出繩高昭 | 茅ヶ崎市消防本部 消防長 今井信直 | 茅ヶ崎市消防本部 消防長 今井信直 |
| 消防局長 蝶田茂 | 三浦市消防本部 消防長 木村真作 | 三浦市消防本部 消防長 木村真作 |
| 平冢市消防本部 消防長 中村章 | 厚木市消防本部 消防長 柏木孝之 | 厚木市消防本部 消防長 柏木孝之 |
| 相模原市消防本部 消防長 青山孝 | 秦野市消防本部 消防長 口嘉信 | 秦野市消防本部 消防長 口嘉信 |
| 逗子市消防本部 消防長 清水幸一 | 座間市消防本部 消防長 高橋富夫 | 座間市消防本部 消防長 高橋富夫 |
| 大和市消防本部 消防長 篠田正 | 足柄消防組合消防本部 消防長 小嶋吉治 | 足柄消防組合消防本部 消防長 小嶋吉治 |
| 伊勢原市消防本部 消防長 田中健治 | 大磯町消防本部 消防長 今井正 | 大磯町消防本部 消防長 今井正 |
| 海老名市消防本部 消防長 清水静夫 | 湯河原町消防本部 消防長 畑畠敏明 | 湯河原町消防本部 消防長 畑畠敏明 |
| 綾瀬市消防本部 消防長 田中勉 | 寒川町消防本部 消防長 田貞夫 | 寒川町消防本部 消防長 田貞夫 |
| 葉山町消防本部 消防長 坂本光俊 | 愛川町消防本部 消防長 藤増雄 | 愛川町消防本部 消防長 藤増雄 |
| 箱根町消防本部 消防長 一寸木富雄 | 二宮町消防本部 消防長 元菊地 | 二宮町消防本部 消防長 元菊地 |
| (乙) 東海旅客鉄道株式会社 | 新幹線鉄道事業本部長 阿久津光志 | 新幹線鉄道事業本部長 阿久津光志 |
| 専務取締役 | | |

1 目的 鉄道災害発生時ににおける鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動等と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。

2 用語の定義

- (1) 鉄道事業者は、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり
- (2) 消防機関とは、神奈川県内の消防(局)本部で別表のとおり
- (3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、消火活動、火災調査の消防隊等の活動をいう。
- (5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等における協力活動をいう。

3 消防活動等の範囲

- 連携する内容は、軌道内(駅間)及び駆け内(駅間)で次によるものとする。
- (1) 救助事故
 - (2) 救急事故
 - (3) 火災(車両、その他)
 - (4) 火災調査
- なお、火災にあつては鉄道沿線火災を含むものとする。
- 4 通報時の留意事項等
- (1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。
 - (2) 第1通報の後、消防隊等が到着するまでの間ににおいて、判明した内容についても同様とする。

ア 災害等の種別(火災、救助、救急)

- イ 発生時刻
 - ウ 発生場所(駅舎内、最寄り駅、軌道内～何キロ地点、目標物等)
 - エ 要救助者の数と状況
 - オ 消防隊等が向かう入口(中央口等、何キロポスト、目標物等)
 - カ 現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名
 - キ 電源遮断の有無
 - ク 事業者が既に行っている事項、内容
 - ケ 消防隊が使用可能な資機材等
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。
- 5 消防隊等災害現場到着時の連絡調整
- (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誇導を行うものとする。

ア 災害状況

イ 列車の運行状況
ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況
エ 監視員の配置状況

大山観光電鉄株式会社
取締役社長 堀 康紀

- (2) 消防隊等の現場責任者は、消防機関の活動体制（人數、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

6 消防活動等の連携

- (1) 消防機関は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制を効率的・安全に実施するため、鉄道事業者との連携を図るものとする。

- (2) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。

- (3) 鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項について可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で、必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。

- (4) 消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に入つて消防活動等を行うものとする。

7 事前対策

- 消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りをする必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にすることとする。

8 消防訓練の実施

- 消防機関及び鉄道事業者は鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

9 情報提供

- 消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法等、救助用資材等の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

- 10 その他
本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会において協議するものとする。

- この協定の成立を証するため、本書27通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成26年 3月25日

〔鉄道事業者〕

大山観光電鉄株式会社
取締役社長 堀 康紀

〔消防機関〕

6 消防活動等の連携
横浜市消防局 局長 荒井 守

相模原市消防局 局長 岩田 進一

平塚市消防本部 消防長 小林 節太郎

藤沢市消防局 局長 松藤 弘行

茅ヶ崎市消防本部 消防長 太田 登

三浦市消防本部 消防長 田村 義雄

厚木市消防本部 消防長 飯島悟

伊勢原市消防本部 消防長 高橋登

海老名市消防本部 消防長 木下弘

川崎市消防局 局長 福井 昭久

横須賀市消防局 局長 牛尾 修一

鎌倉市消防本部 消防長 高橋卓

小田原市消防本部 消防長 本多高弘

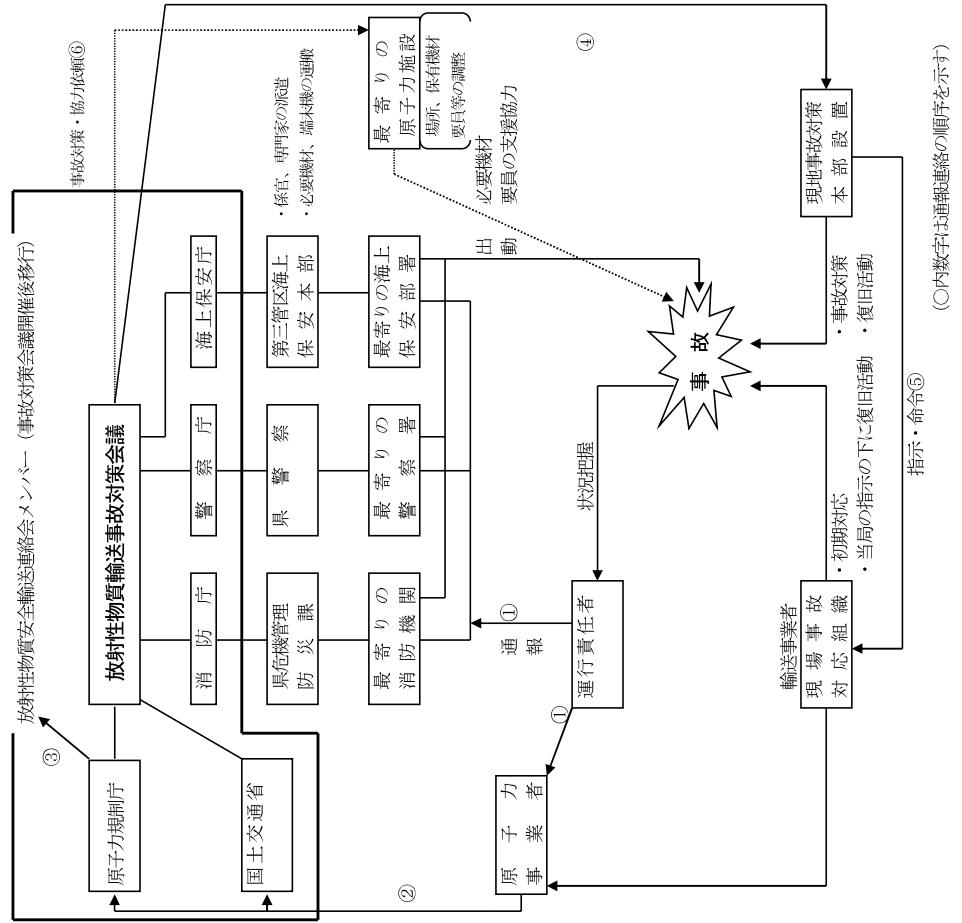
逗子市消防本部 消防長 福地昭三

秦野市消防本部 消防長 小松昭一

大和市消防本部 消防長 木下弘

海老名市消防本部 消防長 須江康成

放射性生物質輸送時の事故発生時の連絡系統図



都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

1 災害予防対策

1-1 東京ガスネットワーク㈱
東京ガスネットワーク(株)が進めているガス施設の災害予防措置は、次のとおりです。

1-1-1. ガス供給のため、系統の多量化、拠点の分散

(1) 系統の機能の確保

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・

(2) ガス取締等の実施により火災防止を図る。

(3) 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる

導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えい等を防止するため、感震断

機能を有するガスマスターまたは緊急遮断装置の設置を推進する。

(1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確

に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(3) 自家発電設備など

常用電力の停止時ににおいて防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備な

どを整備する。

(4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講

ずする。

1-1-4. ガス工作物の巡回・点検・検査等

ガス工作物の事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡回点検を行い、ガス事故の防

止を図る。

1-2 その他の都市ガス事業者

厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱、湯河原瓦斯㈱、及び二宮ガス㈱の都市ガス事業者につ

いても、それぞれの計画に基づき必要な災害応急対策を講じています。

2 災害応急対策

1 東京ガスネットワーク㈱

応急活動体制(風水害等)に準ずる。

(2) その他の都市ガス事業者

厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱、湯河原瓦斯㈱及び二宮ガス㈱についても、それぞれの計画に基づき必要な災害応急対策を講じています。

防火地域、準防火地域内の建築規制

(建築基準法第61条、第62条、同施行令第136条の2、第136条の2の2関係)

| 防火地域 | ・階数が3以上もの ・延べ面積が100 m ² 以下のもの | 対象となる建物 階数が2以下で延べ面積 が100 m ² 以下のもの | 高さ2mを 超える門又 は壁(建築 物に附属す るもの) | 地盤を除く階数が3以 下のもの ・延べ面積が1,500 m ² を超えるもの | 地盤を除く階数が2以 下で延べ面積 が500 m ² 以下のもの ・延べ面積が2以 下で延べ面積が300 m ² を超えるもの | 木造建築物等 | 左記以外 |
|-----------------------|---|--|--|--|--|---|---|
| 準 防 火 地 域 | ①耐火建築物(耐火性能 検証書又は大臣認定に よる場合を含む) ②①と同等の延焼防止性 能を有するもの ア 用途に応じて、主要 構造部が所定の単純火 焰を満たし、かつ防 火上・消火上・避難上 の技術的基準に適合す るもの イ 銃砲市場の上屋、又 は機械製作工場その他 これらと同様の器 具や生産の器 具に供するものとし て防火上の技術的基 準に適合するもの | ①耐火建築物(耐 火性能検証書 又は大臣認定に よる場合を含む) ②準耐火建築物 ③②と同様の延焼防止性 能を有するもの ア 地盤を除く階数が3 で延べ面積が500 m ² 以 下のもので、主要構造 部が準耐火性能を満た し、かつ防火上の技術 的基準に適合するもの イ 延べ面積が50 m ² 以 内的平屋建ての附属建 築物で防火上の技術的基 準に適合するもの ウ 御菴市場の上屋、又 は機械製作工場その他 これらと同等以上に火 災発生の恐れが少ないと して防火上の技術的基準 に適合するもの | ①耐火建築物(耐 火性能検証書 又は大臣認定に よる場合を含む) ②準耐火建築物 ③②と同様の延焼防止性 能を有するもの ア 地盤を除く階数が3 で延べ面積が500 m ² 以 下のもので、主要構造 部が準耐火性能を満た し、かつ防火上の技術 的基準に適合するもの イ 延べ面積が50 m ² 以 内的平屋建ての附属建 築物で防火上の技術的基 準に適合するもの ウ 御菴市場の上屋、又 は機械製作工場その他 これらと同等以上に火 災発生の恐れが少ないと して防火上の技術的基準 に適合するもの | 延焼の恐れのあ る部分の外壁開 口部を20分間防 火設備(片面) とするもの | 延焼の恐れのあ る部分の外壁開 口部を20分間防 火設備(片面) とするもの | ・耐火建築物(耐 火性能検証書 又は大臣認定に よる場合を含む) 又は複数の ・所定の厚 さの木材 で造るも の等 | ・耐火建築物(耐 火性能検証書 又は大臣認定に よる場合を含む) 又は複数の ・所定の厚 さの木材 で造るも の等 |
| 建築物 に対する 制限等 | ○建築物の用途によつては、上記の建築規制の他に規制を受けける場合がある。 ○上記の他、防火地域内の看板等で、建築物の量上に設けるもの、又は高さ3mを超えるものは、その 主要な部分を不燃材料で造り、又は覆うものとする。(建築基準法第64条関係) | | | | | | |

地下街等一覧表

| 合和4年4月1日 | | | |
|----------|-----|-----------------|--|
| 区分 | 地下街 | 地下街と一体 をなすもの | 特定防火対象物の地 階1,000m ² 以上の床面 積を有するもの |
| 市町村 | 5 | 16 | 517 |
| 横浜市 | 1 | 0 | 130 |
| 川崎市 | 0 | 0 | 53 |
| 相模原市 | 0 | 0 | 33 |
| 横須賀市 | 0 | 0 | 16 |
| 平冢市 | 0 | 0 | 14 |
| 鎌倉市 | 0 | 0 | 31 |
| 藤沢市 | 0 | 0 | 31 |
| 小田原市 | 1 | 1 | 11 |
| 茅ヶ崎市 | 0 | 0 | 13 |
| 逗子市 | 0 | 0 | 10 |
| 三浦市 | 0 | 0 | 6 |
| 秦野市 | 0 | 0 | 7 |
| 厚木市 | 0 | 0 | 26 |
| 大和市 | 0 | 0 | 16 |
| 伊勢原市 | 0 | 0 | 7 |
| 海老名市 | 0 | 0 | 2 |
| 座間市 | 0 | 0 | 6 |
| 南足柄市 | 0 | 0 | 0 |
| 綾瀬市 | 0 | 0 | 2 |
| 葉山町 | 0 | 0 | 9 |
| 寒川町 | 0 | 0 | 0 |
| 大磯町 | 0 | 0 | 0 |
| 二宮町 | 0 | 0 | 1 |
| 中井町 | 0 | 0 | 0 |
| 大井町 | 0 | 0 | 1 |
| 松田町 | 0 | 0 | 0 |
| 山北町 | 0 | 0 | 0 |
| 開成町 | 0 | 0 | 0 |
| 箱根町 | 0 | 0 | 30 |
| 真鶴町 | 0 | 0 | 0 |
| 湯河原町 | 0 | 0 | 0 |
| 愛川町 | 0 | 0 | 0 |
| 清川村 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 7 | 17 | 941 |
| | | | .665 |

資料 14-1-1
(消防保安課)

神奈川県空中消火薬剤等運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害時ににおける広域避難地周辺の火災に対する避難路の確保等災害対策用として、神奈川県が備蓄した空中消火薬剤等の運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱でいう資機材等とは、次のものをいう。

(1) 混合機

(2) 水槽

(3) 散布装置

(4) 可搬型動力ポンプ（ホース、吸管を含む。）

(5) 消火薬剤（着色剤を含む。）

(用途)

第3条 資機材等は、次の事態が発生し、市町村長から空中消火薬剤の散布について知事に對し要請があり、知事がその必要を認めめた場合に使用する。

(1) 地震災害が発生し、広域避難地周辺の火災に対する避難路の確保等の必要が認められるとき

(2) 大規模な林野火災が発生したとき

(3) 大規模な石油コンビナート災害が発生し、市街地への延焼阻止のため防火帯の設置等の必要が認められるとき

(4) その他知事が特に空中消火薬剤の散布を必要と認めるとき

(空中消火活動の実施)

第4条 空中消火薬剤による空中消火活動は、知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣の要請を行い実施する。

(空中消火の派遣要請等)

第5条 市町村長は、第3条に規定する事態が発生し、空中消火活動のための自衛隊の派遣を要請するとともに、知事に對し、電話等口頭連絡をもつて空中消火活動のための自衛隊の派遣を要請するとともに、事後速やかに文書を提出するものとする。

(連絡事項)

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 発生原因

(4) 発生現場の状況

(5) 空中消火薬剤の散布を必要とする区域

(6) その他必要事項

(空中消火薬剤の補充)

第6条 本要綱で定める空中消火薬剤を使用した場合、要請した市町村において補充するものとする。

(備蓄・管理等)

第7条 資機材等の備蓄・管理に関する業務は、環境部防災・消防課が所管する。ただし、管理についてはその一部を必要に応じて関係機関に委託することができるものとする。

2 資機材等の備蓄場所は、神奈川県消防学校内防災資機材備蓄倉庫とする。ただし、資機材等の効果的運用をはかるため、必要に応じて分散配置することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資機材等の運用について必要な事項は、その都度知事が定める。

附 則
この要綱は、昭和52年2月10日から施行する。
附 則
この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「危機」という。）において、県民等の生命、身体及び財産の保護並びに県民生活の安定を図るために設置する「神奈川県危機管理対策本部」（以下「対策本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、危機の発生に際し、全序的な対処の必要があると認めるときは、対策本部を設置する。

2 知事は、危機が解消し、全序的な対処が概ね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 県民の生命、身体及び財産の保護の推進に関すること。
(2) 県民生活の安定の推進に関すること。
(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事及び安全防災局長をもつて充てる。
3 本部員は次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

(1) 公営企業管理者
(2) 議会議員
(3) 教育委員会教育長
(4) 人事委員会事務局長
(5) 監査事務局長
(6) 労働委員会事務局長
(7) 警察本部長
(8) 神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。）第2条に規定する理事
(9) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長（ただし、くらし安全防災局長は除く。）
(10) 規則第5条に規定する地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長

4 本部長は、対策本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
この場合、職務を代理する順序は、始めに神奈川県知事の職務代理の順序に関する規則に定める順序とし、最後にくらし安全防災局長とする。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「対策本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めたときは、議題に関係する特定の本部員による対策本部会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めたときは、対策本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができることとする。

(神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱の適用)

第9条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく国民保護措置を行ふとき、又はそれに準じた措置を行ふときは、対策本部及び現地対策本部の組織並びに配備体制等は、神奈川県民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱別表第1から別表第4までを適用するものとする。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

(現地危機管理対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めたときは、地域県政総合センターに現地危機管理対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置することができる。

2 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもつて組織する。

3 現地対策本部長は地域県政総合センター所長を、現地対策副本部長は地域県政総合センター副所長をもつて充てる。

4 現地対策本部員は神奈川県災害対策本部要綱別表第4の構成機関の名称の欄に掲げる地域県政総合センター部長及び各機関の長をもつて充てる。

5 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

6 現地対策本部の会議(以下「現地対策本部会議」という。)は、現地対策本部長が必要に応じ召集し、これを主催する。

7 現地対策本部長は、必要があると認めたときは、議題に関係する特定の現地対策本部員による現地対策本部会議を開催することができる。

8 現地対策本部長は、必要があると認めたときは、現地対策本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理対策会議幹事会の活用)

第7条 対策本部の所掌事項に係る情報共有、対応策の検討に当たっては、必要に応じ神奈川県危機管理対策会議幹事会を活用し、協議、調整を行ふものとする。

(事務局)

第8条 対策本部会議の事務局は、くらし安全防災局とする。

2 くらし安全防災局長は、事務局の事務を遂行するに当たり、必要に応じ、対策本部の対象とする事案に關係する局に対し協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

神奈川県危機管理対策会議設置要綱

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(趣旨)

第1条 県民等に対して重大な被害を及ぼす危機が発生し又は発生する恐れがある場合に全庁的な対応に係る総合調整等を行うとともに、本県における危機管理体制の整備及び強化の検討等を行うため、神奈川県危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（対策会議の所掌事項）

第2条 対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県危機管理対策本部の設置に至らない危機が発生した場合の全庁的な対応に係る総合調整及び決定に關すること。
- (2) 危機管理に係る体制及び対策の強化のための施策等の検討並びに当該施策等の進行管理等に關すること。
- (3) その他必要な事項に關すること。

（組織）

第3条 対策会議は、常設の組織とし、座長及び委員をもつて構成する。

2 座長は、神奈川県危機管理対処方針（以下「対処方針」という。）別表1に掲げる統括危機管理官をもつて充てる。

3 委員は、対処方針別表2に掲げる局危機管理官及び別表3に掲げる地域危機管理官並びに警察本部長が別に定める者をもつて充てる。

（会議）

第4条 対策会議は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 座長は、必要があると認めたときは、対策会議に第3条第3項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

3 座長が必要と認めるときは、特に議題に關係ある特定の委員のみによる対策会議を開催することができる。

（幹事会）

第5条 対策会議に、幹事会を置く。

2 幹事会は幹事長及び幹事をもつて構成する。

3 幹事長は、副統括危機管理官をもつて充て、幹事会は対処方針別表2に掲げる局危機管理主任者及び別表3に掲げる地域危機管理主任者並びに警察本部長が別に定める者をもつて充てる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。

5 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事会に第3項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

6 幹事長が必要と認めるときは、特に議題に關係ある特定の幹事のみによる幹事会を開催することができる。

神奈川県危機管理対処方針

(幹事会の所掌事項)

第6条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機発生時における情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 対策会議の所掌事項に関する事前検討、協議及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局は、くらし安全防災局防災部危機管理防災課と
する。

(情報連絡体制)

第8条 総括危機管理官は、県民に対して重大な被害を及ぼす危機の発生に備え、早い段階から情報連絡体制を確立する必要があると認めるとときは、くらし安全防災局に情報連絡室を設置することができる。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

神奈川県危機管理連絡調整会議の設置及び運営に関する要綱（平成14年2月12日制定）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

資料15-1-1(3)
(危機管理体制)

(平成16年2月12日)

改正 平成17年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成19年6月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成21年6月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成25年4月13日

改正 平成28年4月28日

改正 平成29年8月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和元年6月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和3年11月30日

目 次

第1章 総 則

| | |
|-------------------|---|
| 1 目的 | 1 |
| 2 定義 | 1 |
| 3 各種防災計画等との関係 | 2 |
| 4 危機事象への対応の基本的考え方 | 2 |
| 5 危機管理体制 | 3 |
| 6 情報伝達体制 | 5 |
| 7 危機管理対処体制 | 6 |

第1章 総 則

| | |
|--|----|
| 1 目的 | 1 |
| この方針は、神奈川県危機管理制度規則に基づき、本県が取り組む危機管理の基本的な事項を定め、本県における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図ることにより、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、県民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。 | 1 |
| 2 定義 | 2 |
| この方針における危機とは、県民等の生命、身体及び財産に直接的に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急の事象とする。 | 2 |
| ただし、県民等に及ぶ被害が災害等と異なり直接的には及ばない事象等は、原則として除外する。 | 2 |
| (1) 対象とする事象 | 3 |
| 例) 地震、風水害、火山災害、雪害などの自然災害 | 3 |
| 鉄道事故、航空事故、船舶事故、道路事故、大規模火災、林野火災、地下街等事故、海上への重油流出等の事故災害 | 3 |
| 原子力施設等における原子力災害 | 3 |
| 石油コンビナート等特別防災区域における火事、爆発、石油流出等の災害 | 3 |
| 第2章 事前対策 | 4 |
| 1 危機管理意識の向上 | 8 |
| 2 県民等への情報提供 | 8 |
| 3 関係機関との連携 | 8 |
| 4 危機管理マニュアルの作成 | 9 |
| 第3章 応急対策 | 9 |
| 1 情報の収集・伝達 | 9 |
| 2 応急対策の検討・決定 | 11 |
| 3 応急対策の実施 | 12 |
| 4 広報の実施 | 13 |
| 第4章 事後対策 | 14 |
| 1 復旧対策の推進 | 14 |
| 2 被害等の影響の軽減 | 15 |
| 3 再発防止策の検討・実施 | 15 |
| 4 対応の評価とマニュアルの見直し等 | 15 |
| 別表 1～別表 3 | 17 |
| 資料 1 想定される主な危機事象の所管課 | 18 |
| 資料 2 危機管理マニュアルの構成 | 19 |
| 資料 2-2 地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例 | 20 |
| 資料 3 危機発生初期時の情報伝達フロー | 21 |
| 資料 4 危機発生報告書 | 22 |

各種「計画等」の關係

- (1) 法令等により防災計画等の作成が義務づけられている危機事象については、既存の防災計画等（以下「計画等」という。）により対処する。

(2) 法令等に義務づけられていないが、すでに対処方法等が定まっている危機事象についても、当該対処方法等により対処する。

(3) 対処方法等が未整備の危機事象が発生した場合は、神奈川県危機管理対処方針（以下「対処方針」という。）に沿って処理する。

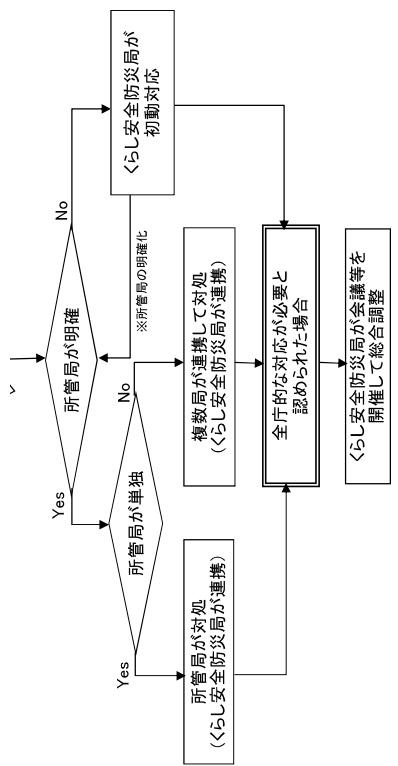
なお、上記(1)及び(2)に限らず、危機事象によっては、対処方針で定める会議等を活用することができるものとする。

4 管轄事象への対応の基本的考え方

- (1) 危機事象に對処すべき局等が明確な場合
危機事象に對処すべき局（以下「所管局」という。局の範囲は、知事部局、議会局、企業庁、教育局及び各局委員会とする。）が明確な場合は、所管局がくらし安全防災局と連携し、あらかじめ策定している計画等に基づき対処する。（計画等が未整備の場合であつても所管局が対応する。）

海洲 1 趙忠誠公集卷之二

- (2) 所管局が複数局にまたがる場合
所管局が複数にまたがる場合であって、危機事象の原因、規模等から当該複数局のみで対応が可能と判断される場合は、当該複数局がくらし安全防災局と連携して対処する。



5 | 危機管理體制

くらし安全防災局に統括危機機管理官、副統括危機機管理官、統括危機機管理主任者を置き、別表1に定める職務をもつてたてる。

局に局危機管理官、局危機管理主任者を置き、別表2に定める職をもつて充て、地域県政総合センターに地域危機管理官、地域危機管理主任者を置き、別表3に定

各職の責務は、次のとおりとする。

統治危機管理官

ア 総括危機管理官は、局危機管理官及び地域危機管理官に対して、指導、助言、調整を行うことができる。

イ (7) 平素から県全体の危機管理体制に係る検討会議調整、研修、訓練を実施し、全

(1) 全行业的対応が必要な危機が発生した場合又は発生のおそれがある場合若しくは所管局が不明な危機が発生した場合は、知事に報告する」とともに、知

- 事の指揮のもと県全体の総合調整を行い、局危機管理官及び地域危機管理官とともに関係機関と連携し、必要な対処を講じる。
- (2) 局危機管理官
- ア 局危機管理官の責務は、次のとおりとする。
- (7) 平素から、統括危機管理官及び地域危機管理官と調整のうえ、局の所管業務に係る危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理体制の整備、充実に努める。
- (イ) 所管業務に係る危機が発生した場合には、知事に報告するとともに、統括危機管理官又は地域危機管理官とともにに関係機関と連携し、必要な対処を講じる。
- (ホ) 所管業務に係る危機が発生した場合に、局だけ十分な対処ができないと想定されるときには、危機の発生地域を所管している地域危機管理官と調整のうえ、直ちに統括危機管理官に県全体の総合調整を依頼するものとする。
- (イ) 統括危機管理官から危機事象への対処に関する指示、協力要請があつた場合には、迅速に対応するものとする。
- (3) 地域危機管理官
- ア 地域危機管理官は、統括危機管理官及び局危機管理官と調整のうえ、地域政総合センターの所管区域を所管している出先機関に対して、調整及び助言を行うことができる。
- イ 地域危機管理官の責務は、次のとおりとする。
- (7) 平素から、統括危機管理官及び局危機管理官と調整のうえ、所管に係る危機管理体制の整備、充実に努める。
- (イ) 所管区域に係る危機が発生した場合には、統括危機管理官又は危機管理官とともにに関係機関と連携し、必要な対処を講じる。
- (ホ) 所管区域に係る危機が発生した場合に、地域政総合センターだけで十分な対処ができないと想定されるときには、危機事象に係る業務を所管している局危機管理官と調整のうえ、直ちに統括危機管理官に県全体の総合調整を依頼するものとする。
- (イ) 統括危機管理官から危機事象への対処に関する指示、協力要請があつた場合には、迅速に対応するものとする。

(4) 副統括危機管理官等

副統括危機管理官は統括危機管理官を、統括危機管理主任者は副統括危機管理官を、局危機管理主任者は局危機管理官を、地域危機管理主任者は地域危機管理官を、それぞれ補佐するものとする。

6 情報伝達体制

危機の発生時における迅速な初動対応又は全庁的な対応を円滑に実施するため、次のような情報伝達を行う。

(1) 危機事象の所管局が明確な場合

ア 危機の発生又は発生のおそれがあるとの情報を得た室、課及び出先機関（地域県政総合センターの課を含む。）は、局危機管理官及び当該危機の発生又は発生のおそれがある区域を所管する地域危機管理官（当該区域が複数の地域県政総合センター所管区域に跨る場合にあつては、それぞれの地域危機管理官）に報告する。

イ 地域危機管理官は、その危機事象に係る業務を所管する局危機管理官に報告する。

ウ 報告を受けた局危機管理官は、危機事象の規模、社会的影響等を考慮し、必要に応じて知事及び副知事に報告するとともに、今後の全庁的な対応に備え、速やかに統括危機管理官に報告する。

エ 全庁的な対応をする必要があると認められた場合のほか、統括危機管理官が必要と認めた場合は、知事及び副知事に報告する。

オ その他、局危機管理官は必要に応じて統括危機管理官に報告する。

(2) 危機事象の所管局が不明な場合

ア 危機の発生若しくは発生のおそれがあるとの情報を得た局危機管理官又は地域危機管理官は、統括危機管理官に報告する。

イ 統括危機管理官は、危機事象の規模、社会的影響等を考慮し、必要に応じて知事及び副知事に報告する。

(3) 情報の共有化

統括危機管理官が受けた報告については、適宜、関係する局危機管理官及び地域危機管理官に伝達し、情報の共有化を図る。

7 | 俗文化研究

(1) 各機管理対策本部の設置

ア 知事は、危機事象が発生した場合で、その被害規模等により全庁的な危機管理が必要と認めるとときは、神奈川県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、危機事象への対処方針、対策等を決定し、実施する。

イ 必要に応じて、対策本部に現地危機管理対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

ウ 対策本部及び現地対策本部の所掌事務、組織等は、別に定める。

(2) 会議の設置

ア 危機発生時ににおける全般的な対応に係る総合調整等、平素における危機管理体制等の整備、強化の検討等を行うため、次の会議を設置する。

(ア) 危機管理対策会議

目的

危機管理対策本部設置に至るような危機事象ではない場合に、全庁的な対応による総合調整、決定等を行うほか、平素における危機管理体制の整備・強化の検討等、危機管理対策の検討・進行管理等を行なう。

織組

統括危機管理官（くらし安全防災局長）
各局危機管理官（各局長）、各地域危機管理官（各地域
県政総合センター所長）、座長が必要と認める者等
危機発生時は、関係する局危機管理官、地域危機管理官
座長が必要と認める者等

(1) 各機管理計畫合議幹事會

四六

危機管理対策会議の下部組織として、危機管理対策会議で検討する課題の事前検討、協議、調整等を行うとともに、危機の発生時には情報の

収集、提供等を行う。

| | |
|----|---|
| 組織 | ・ 座長： 副統括危機管理官（くらし安全防災局副局長） |
| | ・ 構成員： 各局危機管理主任者（各局総務室長等）、各地域危機管理主任者（各地域冒頭行政組合ヤンシャー副所長） |

と認める者等危機発生時は、関係する局危機管理主任者、地域危機管理主任者、座長が必要と認める者等

統括危機管理官は、次の基準を考慮し、総合的に判断し、招集を決定する。とする。

(7) 所管局以外の旨に影響が生じる可能性がある場合

(ア) 所管局以外の局へ影響を生じる可能性がある場合

(1) 被害が広域化及ぶ可能性がある場合

中日韓對外經濟政策之比較

危機管理対策会議及び同幹事会の所掌事務、組織等は、別に定める。

音響対処体制のイメージ

(1) 本部設置前の体制

```
graph TD; A[副知事] --- B[知事]
```

The diagram illustrates the organizational structure of the Disaster Prevention Bureau (主たる所管局). The Bureau oversees the Regional General Emergency Center (県政総合センター) and the Disaster Prevention Bureau Meeting (危機管理対策会議). The Bureau Meeting is connected to the Bureau, the Regional General Emergency Center, and the General Emergency Center (他の局地域県政総合センター). The Bureau also oversees the General Emergency Center and the Disaster Prevention Bureau Meeting. Within the Bureau, there is a Sub-Office (局対策会議) and a General Emergency Center (危機管理対策会議). External communication is managed by the Bureau's Office (他の局地域県政総合センター) and the Bureau Meeting (危機管理対策会議). Information sharing is handled by the Bureau Meeting (危機管理対策会議) and the Bureau's Office (他の局地域県政総合センター). The Bureau's Office oversees the Bureau Meeting and the General Emergency Center.

珪王任者（各地域宗政樞口正ノ副別長）、座長必妥

第2章 事前対策

3 関係機関との連携

本方針において使用している「関係機関」とは、国、都道府県、市町村、警察、消防、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体など、危機への対処をより有効に実施するために必要となる機関、団体等を広く意味しており、危機発生時においては、これら関係機関と緊密な連携、調整を行うことが必要である。したがって、各局及び各地域県政総合センターにおいては、平常時から、これらの関係機関と十分な連携を図つておくものとする。

1 危機管理意識の向上

(1) 危機事象に対する事前対策

危機の発生防止や発生した場合の被害を最小限に止めるためには、「危機を発生させないような対策」、「危機の発生を前提とした対策」を日ごろから十分検討し、想定される危機事象に備えることが必要である。

このため、各局及び各地域県政総合センターは、危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の整備を図るとともに、状況に応じた柔軟な対応ができるよう、くらし安全防災局と連携し、様々な想定で事前の準備を行つておくことが重要である。

(2) 訓練・研修の実施

危機発生時には、迅速に対応することが必要であることから、ボトムアップの仕事の進め方ではなく、幹部職員の強いリーダーシップの下に行動することが求められる。そのため、くらし安全防災局では、担当職員の危機管理能力の向上のみならず、全庁の幹部職員を対象にした訓練、研修を実施し、これらの職員の判断力、統率力等を強化し、危機管理能力の向上に努めるものとする。また、各局及び各地域県政総合センターにおいては、危機管理マニュアルの実効性を高めるため、関係局、関係機関等と連携した訓練を行い、マニュアルの評価、検証を行つた上、その結果をマニュアルの改善に反映させるとともに、職員の危機管理意識の向上を図るものとする。

2 県民等への情報提供

危機管理は公的機関のみの問題ではない。危機による被害を軽減するためには、行政による「公助」だけではなく、自ら身を守る「自助」や地域住民、企業等が一体となって取り組む「共助」が必要である。各部局及び各地域県政総合センターは、危機の発生防止や被害を最小限に止めるため、関係局、関係機関等と連携し、県民等が必要とする情報を迅速なく提供するものとする。

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 初動期における情報伝達

ア 情報連絡に当たつての留意点

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であつても速

4 危機管理マニュアルの作成

各局及び各地域県政総合センターは、それぞれの所管に係る危機に関し、事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、くらし安全防災局と連携し、資料2を参考として、予め業務の特性に応じた危機管理マニュアルを作成するものとする。危機管理マニュアルには、局対応危機の段階から全庁的対応危機の段階まで、各段階に応じて、休日夜間も含めて迅速かつ的確な対応が可能となる職員が確保されるよう、予め非常参集要員の指定、非常時の緊急連絡網などについて計画を策定し、記載するものとする。

また、各地域県政総合センターにおいては、資料2-2も参考として作成するものとする。なお、危機管理マニュアルの作成に当たつては、関係局、関係機関と十分に連携、調整を図るものとする。

- ◆ 資料2 危機管理マニュアルの構成
- ◆ 資料2-2 地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例

報し、詳細は追加情報として統報することが重要である。特に、第一報の連絡
イ 速やかな情報連絡
イ 速やかな情報連絡
危機発生の第一報を入手した局及び地域県政総合センターは、当該危機につ
き、被害拡大のおそれがある場合、極めて緊急な対応を要する場合、又は社会
的影響が大きいと判断する場合には、予め定められた緊急連絡網に基づき、速
やかに関係局、関係機関に情報を伝達するものとする。なお、緊急性の判断は、
迅速に行うことなどが重要であることから、予め、意思決定権を有する者の序列、
決定手続き等を定め、周知徹底を図るものとする。

◆資料3 危機発生初動時の情報伝達フロー（全庁体制の場合）

◆資料4 危機発生報告書

ウ 臨機応変な対処

連絡受信者の事故など何らかの理由により、予め定められた伝達系統により
難い場合には、危機発生の第一報の速やかな連絡が最も重要であること
を念頭に置き、次の連絡受信者へ伝達する等臨機応変な対応を行うものとする。
なお、連絡のとれなかつた連絡受信者に対しては、事後できるだけ早い時期に
報告するものとする。

(2) 初動体制確立後の情報の収集・伝達

ア 情報連絡体制の整備

所管局は、状況に応じて関係局、地域県政総合センター、関係機関と緊密に
連携し、情報収集を行うとともに、夜間休日等も含め円滑に関係局等に情報伝
達できるよう連絡体制を整備する。

イ 情報の共有化

所管局は、危機管理対策会議幹事会を利用するなどして、収集した情報をく
らし安全防災局、関係局、地域県政総合センター、関係機関に情報伝達するも
のとする。くらし安全防災局が情報を入手した場合は、所管局、関係局、地域
県政総合センターの局危機管理主任者及び地域危機管理主任者に伝達するもの
とする。

ウ 情報連絡の手段

情報の収集・伝達の手段として、通常の電話回線が使用できない場合は、神
奈川県防災行政通信網など確実に利用可能な通信手段を選択するものとする。

エ 情報内容の整理

- 成集すべき情報は、危機の態様により異なるが、概ね次の事項を中心收集し、整理した上で、情報伝達するものとする。
 - ・ 危機発生時の状況
 - ・ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
 - ・ 県、関係機関が実施した応急措置の状況
 - ・ 地域住民の避難状況
 - ・ その他特に留意すべき事項

(3) 情報の管理

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、予め各局及
び各地域県政総合センターにおいて、情報管理の責任者を選任し、情報の一元化
を図るものとする。
また、関係者が連携して応急対策を実施できるようにするために、被害状況、応
急対策実施状況、資機材の保有状況などについて、パーソナルコンピュータ等の
活用により、情報が共有できる体制を整備するものとする。

2 応急対策の検討・決定

(1) 検討・決定の方法

所管局は、局対策会議等を開催し、対処方針、応急対策等について検討を行い、
その内容を決定するとともに、くらし安全防災局に報告するものとする。なお、
特に重大な危機の場合は、知事等に報告し対策を決定するものとする。

また、所管局は、応急対策の決定を行った後も、当該危機的状況が解消する
までの間、必要に応じ、監視のための体制を整備し、情報の収集及び知見の蓄
積に努めるものとする。

(2) 局対策会議等の事務局の設置

所管局は、応急対策を円滑に実施するため、次の例を参考に局対策会議等の
事務局を設置するものとする。

3 応急対策の実施

危機の発生直後においては、対策本部又は所管局が決定した対処方針に基づき、所管局、関係局及び地域県政総合センターは、県民等の生命と財産の安全確保を最優先に、関係機関と連携、協力し応急対策を実施するものとする。

(1) 避難・予防

危機の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、有効な避難の場所・方法、予防策等について、関係機関と連携してその措置を実施するとともに周知を図るものとする。

(2) 救助

被害の状況及び救助活動の状況を把握し、必要に応じ関係機関との調整や応援要請等を実施するものとする。
 (3) その他
 緊急輸送、医療救護、発生源対策や立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の採取制限等各種制限措置などについて、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、その措置を実施するものとする。

4 広報の実施

(1) 広報に当たつての留意事項

ア 対策本部又は所管局は、県民等の心理的動搖や不安感により生ずる混乱を防止するとともに、県民等自らが、状況に応じた適切な行動をとることにより危機による影響をできる限り軽減するため、速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して、適切、迅速な広報活動を行うものとする。
 イ 関係局の協力のもと、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。また、情報の空白期間が生じないよう、定期的な広報に努めるものとする。
 ウ 高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、外国人その他のいわゆる要援護者及び一時滞在者への配慮に努めるものとする。また、平常時から、そのための広報体制の整備に努めるものとする。

(2) 広報の内容

広報すべき内容は、おおむね次の項目が考えられるが、県民等のニーズに応じ

| 班名 | 班長 | 事務分掌 |
|-----|------|--|
| 総務班 | 担当職名 | <ul style="list-style-type: none"> ・局対策会議の設置及び運営 ・会議資料、記録の作成・保管 ・関係局との連絡調整 ・職員の服務 など |
| 対策班 | 担当職名 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機事象の分析 ・対処方針の検討 ・応急対策実施の調整 ・国等関係機関との連絡調整 |
| 情報班 | 担当職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集伝達 ・関係機関からの情報収集 ・国等への報告 ・通信手段の確保 など |
| 広報班 | 担当職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・報道資料の作成 ・報道機関への対応 ・県民等への広報 ・対策に係る写真等の記録 など |

(3) 職員の動員

所管局は、危機の性様、規模等により、危機管理マニュアルに基づき、職員を動員するものとする。
 また、対策本部が設置される場合には、各局は必要に応じ、非常参考要員に対し、速やかに参集するよう連絡するものとする。

(4) 全局的な対策の検討、決定

対策本部が設置された場合は、対策本部において、対処方針、応急対策等を検討し、決定する。

た内容を提供するものとする。

- 危機の発生場所及び発生時刻
- 対策本部の設置状況及び応急対策実施方針
- 危機の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性
- 被害状況と応急対策の実施状況
- 避難の必要性の有無
- 県民等とのるべき措置、注意事項及び要配慮者支援の呼びかけ
- 避難所の設置及び安否情報
- 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ライフラインの状況
- 医療救護活動の実施状況
- 相談窓口の設置状況
- その他必要な広報

(3) 広報の方法

- 対策本部又は所管局は、関係局の協力のもと、県政記者クラブ等を通じた資料提供・会見などによる広報を行うとともに、県や市町村のホームページ、広報紙などを通じた広報活動を実施するものとする。
- (4) 県民等からの問い合わせへの対応

- 対策本部又は所管局は、必要に応じ、県民等からの問い合わせに対応するため、関係局、関係機関と連携して、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を整備するものとする。

第4章 事後対策

うものとする。

- 安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページや県広報紙など、利用可能な様々な広報手段を活用して広く県民等に周知するものとする。
- (3) 各種制限措置の解除

- 対策本部又は所管局は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除するものとする。
- 避難所の設置及び安否情報
 - 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
 - ライフラインの状況
 - 医療救護活動の実施状況
 - 相談窓口の設置状況
 - その他必要な広報

(3) 広報の方法

- 対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。
- (3) 企業等に対する影響の軽減
- 対策本部又は所管局は、関係局と調整の上、企業等に対する影響軽減措置について検討を行うものとする。
- (4) 物価動向の注視
- 対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、生活必需物資の価格動向に注意を払う。生活必需物資の価格動向に県民生活の安定に影響を与えるような動きが見られる場合は、速やかに、その結果を公表するものとする。

1 復旧対策の推進

(1) 基本的考え方

- 対策本部又は所管局は、危機の発生による県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
- (2) 安全の確認
- 対策本部又は所管局は、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関に協力を求め、早急に危機発生現場周辺地域の安全の確認を行

3 再発防止策の検討・実施

- 対策本部又は所管局は、危機発生の原因を究明し、課題を整理した上で、再発防止策を検討し、実施するものとする。また、再発を防止するために必要と認められる場合は、国等に対し要望を行うものとする。

4 対処の評価とマニュアルの見直し等

- (1) 対処の評価

各局及び各地域県政総合センターは、危機の対処を行った場合には、危機への対処に関する記録を作成するとともに、緊急連絡や応急対策についての評価、反省点の抽出、改善策の検討を行うものとする。
また、関係局、各地域県政総合センター、関係機関に対して、事後評価の情報提供、共有化を行い、今後の危機管理体制のあり方にについて見直しを行うものとする。

(2) 危機管理マニュアルの見直し

各局及び各地域県政総合センターは、対処の評価による見直しを行った場合は、必要に応じ、危機管理マニュアルの見直しを行い、速やかに、関係局、各地域県政総合センター、関係機関に周知するものとする。

(別表 1)

| | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 統括危機管理官 | 副統括危機管理官 | 統括危機管理主任者 |
| くらし安全防災局長 | くらし安全防災局副局長 | 危機管理防災課長 |

(別表 2)

| 局名 | 局危機管理官 | 局危機管理主任者 |
|---|---|--|
| 政策局 総務局 国際文化観光局 スポーツ局 環境農政局 福祉子どももみらい局 健康医療局 産業労働局 国土整備局 会計局 企業庁 議会局 教育委員会 人事委員会 監査事務局 労働委員会 | 政策局長 総務局長 国際文化観光局長 スポーツ局長 環境農政局长 福祉子どももみらい局長 健康医療局长 産業労働局長 国土整備局长 会計局长 企業局长 議会局长 教育局长 人事委员会事務局長 監査事務局長 労働委员会事務局長 | 政策局 総務局 国際文化観光局 スポーツ局 環境農政局 福祉子どももみらい局 健康医療局 産業労働局 国土整備局 会計局 企業局 議会局 教育局 人事委员会事務局 監査事務局 労働委员会事務局 横須賀三浦地域 県政総合センター 県央地域 県政総合センター 湘南地域 県政総合センター 県西地域 県政総合センター 県西地域 |

(別表 3)

| 地域県政総合センター | 地域危機管理官 | 地域危機管理主任者 |
|---|---|---|
| 横須賀三浦地域 県政総合センター 県央地域 県政総合センター 湘南地域 県政総合センター 県西地域 県政総合センター | 横須賀三浦地域 県政総合センター所長 県央地域 県政総合センター所長 湘南地域 県政総合センター所長 県西地域 県政総合センター所長 | 横須賀三浦地域 県政総合センター副所長 県央地域 県政総合センター副所長 湘南地域 県政総合センター副所長 県西地域 県政総合センター副所長 |

資料1

想定される主な危機事象の所管課

| 危機事象 | 所管課 | 計画等 | 法令 | 合併体制への移行の考え方 |
|----------------------------|----------------|----------------------------|---------------------------|--|
| 1 地震 | 危機管理課 | 現地対応が可能な面 | 災害対策基本法、現地対応災害対策基本法 | 県内全ての地区が発生した場合に災害対策本部を設置する。 |
| 2 風水害 | 危機管理防災課 河川課 | 県地域防災計画、県大規模災害対応指揮本部等を設置する | 災害対策本部、現地対応災害対策基本法、水防法 | 県内全域へ大規模災害対応指揮本部を設置する。 |
| 3 自然災害 (地震、風水害 含除) | 危機管理防災課 | 現地対応が可能な面 | 災害対策本部、現地対応災害対策基本法 | 災害対策本部、現地対応災害対策基本法 |
| 4 事故災害 | 危機管理防災課 | 現地対応が可能な面 | 災害対策本部、危機管理 | 災害対策本部、危機管理 |
| 5 原子力災害 | 危機管理防災課 | 現地対応が可能な面 | 災害対策本部、事故対策本部 | 県のモニタリングボストンにて3時間毎5マイクロシーベルト以上のが爆線を検出しとき災害対策本部を設置する。 |
| 6 石油コンビナート・火災 | 工業保安課 | 県石油コンビナート等が燃えたり漏れが発生する | 原子力災害対策本部、現地対応災害対策本部 | 石油コンビナート等が発生し、国民健康に対する影響等を考慮して全ての体制へ多方面等を判断する。 |
| 7 武力攻撃事態 | 危機管理防災課 | 県国民保護計画 | 国民保護法、国民保護対策本部、現地対応災害対策本部 | テロ等が発生し、国民健康に対する影響等を考慮する。 |
| 8 緊急対処事態 | 危機管理防災課 | 県国民保護計画 | 危機管理対策本部、現地対応災害対策本部 | 危機管理対策本部を設置する場合、危機管理対策本部がある場合、危機管理対策本部を設置する。 |
| 78 新型インフルエンザ等 | 医療危機対策本部 | 県新型インフルエンザ等が発生する | 国民保護法、国民保護対策本部 | 新規インフルエンザ等が発生した場合に県新型インフルエンザ等が発生する。 |
| 97 新型インフルエンザ等 | 医療危機対策本部 | 県新型インフルエンザ等が発生する | 危機管理対策本部、現地対応災害対策本部 | 新規インフルエンザ等が発生した場合に県新型インフルエンザ等が発生する。 |
| 10 健康危機 (新型インフルエンザ等を除く) | 医療危機対策本部室 | 県健康危機管理指針 | 健康危機管理対策本部、現地対応災害対策本部 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等で判断する。 |
| 11 鳥インフルエンザ | 畜産課 | 県高病原性鳥インフルエンザ等が発生する | 危機管理対策本部、現地対応災害対策本部 | 高病原性鳥インフルエンザ等が県内に発生した場合には危機管理対策本部を設置する。 |
| 12 脳熱・アフリカ豚熱 | 畜産課 | 県脳熱(CSF)発生時対応マニュアル | 危機管理対策本部、現地対応災害対策本部 | 脳熱・アフリカ豚熱が県内に発生した場合には危機管理対策本部を設置する。 |
| 13 家畜伝染病 (鳥インフルエンザ等を除く) | 畜産課 | 県牛海綿状脳膜炎等対策本部 | 県牛海綿状脳膜炎等対策本部 | 牛海綿状脳膜炎等が県内に発生した場合には危機管理対策本部を設置する。 |
| 14 環境汚染事故 | 大气水質課等 | 環境保全特別対策本部 | 環境保全特別対策本部 | 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例等 |

資料2

危機管理マニュアル構成の一例

| 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|--------|---|---|
| 1 総則 | (1)目的 (2)定義 (3)基づき方針 | (1)危機管理マニュアルの目的 (2)規定される危機の種類 (3)基準で対応することがない場合 (2)基準で対応するが不確実な場合 (3)緊急に全局で対応する必要がある場合 |
| 2 事前対策 | (1)危機管理戦略の向上 (2)危機管理体制の整備 | (1)危機事象に対する早期対策 (2)訓練・研修の実施 (3)市民等への情報提供 (4)業務 |
| 3 緊急対策 | (1)情報の収集・通報 (2)危機管理体制の整備 | (1)情報管理体制の設置要請 (2)危機管理体制の整備 (3)情報の収集・通報 (4)情報連絡の手段 (5)情報内容の整理 |
| 4 事後対策 | (1)復旧・復元 (2)被害者等への支援 (3)復旧・決定 (4)監視探査の実施 (5)復旧の実施 | (1)職員の勤務計画 (2)職員の勤務計画 (3)応急対応の検討・決定 (4)監視探査への移行 (5)復旧の実施 (6)防犯の実施 (7)防犯の実施 (8)防犯の実施 (9)防犯の実施 (10)防犯の実施 (11)防犯の実施 (12)防犯の実施 (13)防犯の実施 (14)防犯の実施 |

- 18 -

- 19 -

- ★1 所管課とは、計画等を所管している課である。
 ★2 所管課のほか、計画等に位置づけのある所管課が当該危機事象に対応する。
 ★3 (1)における既設組織に対するべき専門的判断とは、表記端の「危機事象」から「法令」までのとおり
 (2)における合併が決済が完了と認められた場合は、表記端の「合併体制への移行の考え方」のとおり

- ①実施の開始
 ②危機管理マニュアルの見直し

危機発生報告書(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在

| | |
|-----------------------------------|--|
| 発生日時 | |
| 発生場所 | |
| 発信者 所属 職・氏名 TEL 危機の外因 | 受信者 所属 職・氏名 受信期日 年 月 日 時 分 |
| 被害状況 | |
| 死 者 負傷者 不明 計 | 人 人 人 人 その他被害 |
| 住家被害 | |
| 全 壊 半 壊 一部損壊 計 | 棟 棟 棟 棟 世帯 世帯 世帯 世帯 |
| 応急対策(避難計画、消防機関・警察の出動状況、各機関の応急措置等) | |
| 備考(市町村からの支援・応援要請等) | |